

農政部における研究活動に係る不正行為調査等委員会に関する附属規程

平成27年3月27日

農政第1060号 農政課長通知

(目的)

第1条 この規程は、農政部における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程(平成27年3月27日付け農政第1058号)第4条第2項に基づき、不正行為調査等委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、研究所の研究活動における不正行為の疑いがある場合の調査、審理及び判定に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、下記の者とする。

一 各研究所の長(当該通報事案に利害関係がないものに限る)

二 その他、最高管理責任者が必要と認めた者で、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岐阜県農政部農政課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。